

第5回

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

日時：平成18年1月30日(月) 14:00～16:15

場所：国土交通省10階 共用会議室

(議事録)

開 会

鈴木政策評価官 それでは、皆様、お待たせいたしました。まだお見えになっておられない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻でございますので、ただいまから第5回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

それでは、議事の進行につきましては、異座長にお願い申し上げます。座長、よろしく願います。

異座長 委員の皆様方、大変ご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

第1回の委員会を昨年12月16日に開催いたしましたから約1カ月半が過ぎたわけですが、早くも今日は第5回ということになりました。特に、ここ2週間で委員会を2回開催し、また、勉強会をさせていただいて、それが2回という非常にハードスケジュールをお願いしたところでございます。皆様方のご協力によりまして、本日、中間取りまとめに向けた座長私案を報告することになりました。誠にありがとうございます。

委員の皆様方からそれぞれご意見を賜ったのでございますが、私が見ることのできないタイミングなどにもなりまして、これを十分反映した私案にはなっておりませんことをご理解いただきたいと思います。後で各委員から送られましたご意見についてはできる限り配らせていただき、また、これをこれから後取り入れさせていただくというふうに考えておりますので、よろしく願います。

ご案内のとおり、社会資本整備審議会の建築部会におきまして、建築規制制度に関する取りまとめを2月中にも行う予定だというふうに聞いておりますので、本日は、社会資本整備審議会へきちんと提言できますように、本委員会の取りまとめに向けてご議論を深めていきたいと思っております。

それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきます。よろしく願います。

鈴木政策評価官 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

一番初めに議事次第が1枚ございまして、配席図及び委員名簿の後に、資料1といたしまして「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会中間報告（座長私案）」というものをお配りさせていただいておるかと思っております。

そのほかの資料といたしましては、参考資料といたしまして、参考資料1「情報提供受

付窓口について」ということで、これは昨日の夜 8 時現在の受付件数等につきまして事務局のほうで取りまとめさせていただいた資料を付けさせていただいておりますので、またご参照いただければと思います。

それから、参考資料 2 でございますが、「建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について」ということで、これは現時点での対応及び状況の最新資料を毎回お配りさせていただくということでお配りさせていただいております。またご参照いただければと思います。

最後に、参考資料 3 といたしまして、1 枚紙ですが、「委員会開催スケジュール」というものをお配りさせていただいております。

資料が足りないもの等ございましたでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきますので、カメラの皆様はここでご退室をお願いいたします。また、これ以降の議事の録音に関しましては、放送やインターネットなどに会場の音声を直接利用することは控えていただきますようご協力をお願いいたします。

(報道機関関係者退室)

鈴木政策評価官 それでは、巽座長、よろしくをお願いいたします。

巽座長 それでは、議題に入らせていただきます。

本日の議題は、「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会中間報告」の案であります。その 1 議題のみでございます。先ほど申し上げましたように、委員の皆様から多数のご意見をいただいておりますが、今日はこれを十分反映することができておりませんことをまずもう一度お詫び申し上げます。

それでは、お手元に配っております資料 1 というのは中間報告の座長私案でありまして、これをざっとご説明申し上げて、それから、委員の皆さんからいただきましたご意見をそれぞれの委員の方から、重ねて恐縮でございますが、ご意見としてご発言いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、「はじめに」でございます。

昨年 1 1 月 1 7 日、国土交通省は、建築確認申請書類の一部である構造計算書が偽装されており、安全性について問題のあるマンション、ホテルが竣工済みのものを含めて 2 1 件あることを発表しました。その後、構造計算書が偽装された建築物は拡大の一途をた

どり、1月24日までに18都府県で100件近くに上っております。このような構造計算書偽装問題の拡大は、今回の事件が氷山の一角にすぎないのではないかという疑念を生みまして、住宅・建築物の安全性、建築行政に対する信頼を揺るがせて、国民全体に不安が広がることとなったわけでございます。

こういう背景のもとで、昨年12月16日、北側国土交通大臣の私的諮問機関として、「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」が発足いたしました。本委員会の目的は、構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方を調査検討することにありますけれども、第1回の委員会において北側大臣から、こうした目的にとらわれずに幅広く検討してほしいというご依頼がございました。このために、住宅・建築物に対する国民の不安を解消し、建築行政に対する信頼を回復するために何をなすべきかについて、国民の視点に立って、行政対応だけでなく、建築行政のあり方を含めて幅広く調査、検討を行ってまいりました。また、こうした検討に資するため、偽装問題に関する専用情報窓口を設けて広く意見を聴取し、1カ月余りで100件を超える意見が寄せられております。

本委員会としましては、これまで5回の委員会を開催し、国土交通省住宅局、特定行政庁、指定確認検査機関、建築士などから、それぞれの初動対応、今後の対応策並びに改善提案等についてヒアリングを行うなど、検討を進めてきたところであります。

一方、社会資本整備審議会建築分科会においても、建築物の安全性確保のため、建築行政のあり方について国土交通大臣から諮問を受けて並行して検討が行われておりまして、2月末には中間取りまとめが行われる予定でございます。

こうした事情がありますので、建築行政の制度を中心の取りまとめを本委員会として中間報告を行うことにいたしました。今後、中間報告に対する意見を踏まえつつ、住宅・建築市場のあり方も視野に入れまして、引き続き調査検討を進めて、今年度中の最終報告の取りまとめを予定しております。

としまして、「構造計算書偽装問題に取り組む視点」でございます。

「1. 国民に広がる不安」であります。

今回の構造計算書偽装問題は、直接被害者であるマンション住民に地震や転居、さらには二重ローンに対する不安など、さまざまな不安を与えただけではなくて、倒壊の危険があるとされた建築物の周辺住民に地震に対する不安を与えております。さらに、今回の

問題は、以下のことから、建築物、特に地震に強いはずのマンションの安全性や建築行政に対する信頼をも失わせまして、国民全体に不安を広げております。

今回の問題は、として、専門的職業である建築士が、多数の人命が危険にさらされることを知りながら、継続的に犯罪とみられる危険な設計行為を続けたこと。下請けの一建築士の犯罪的行為が、どこでも誰にもチェックをされぬままに、現実に危険な建築物が幾つもつくられ、売られ、使われていたことであります。民間建築確認機関のみならず、公共である特定行政庁も建築確認において見過ごしをしております。また、元請け建築士、施工業者、販売業者等の建設・流通の段階すべてにおいて、設計審査のみならず、施工段階の中間検査でも見過ごしがなされております。として、施工者、販売業者、コンサルタント等が積極的に鉄筋削減等の圧力をかけたのではないかと、また、危険性を知っていたのではないかとこの疑惑がございます。建築確認の民間開放により、民間確認機関が利益優先でおざなりな審査をしたのではないかとこの制度への不信がございます。こういったいろいろな大きな問題がございます。

また、問題発覚後の対応につきましては、事態が進行する中で、新たな偽装事件が次々と報じられ、公表されるのは氷山の一角ではないかと、自分の家は大丈夫か等の不安が広がり、さらには、情報の隠蔽や公表引き延ばし等があるのではないかとこの疑念があります。本来、消費者に対し一義的に責任を負うべき販売業者が、きちんと責任を果たさず、施工業者、民間確認機関との間で責任の押し付け合いともみられる状況が国民にさらされ、さらに、一部民間確認機関の対応は、国民の立場から見れば無責任とも見られることがございます。被害住民であるにもかかわらず、社会的非難にさらされるなど、国の支援策に対する国民合意の形成の遅れがございます。偽装の有無が専門家が見ればすぐわかるかどうかについての専門家間の見解の対立がある等の幾つかの問題がございます。

さらに、今回の問題の発生と関連して、従来からの課題でありました欠陥住宅への不安、あるいは悪質リフォームなど住宅に関する犯罪等の問題がありまして、今後の住宅の取得やリフォームについて、何を信じて、どうすればよいのかといった形での不安が大きくなってきております。また、今回の問題を契機に、昭和56年の基準法改正前の旧耐震基準による建築物についての危険性がクローズアップされ、地震被害に対する不安が広がっております。

2番としまして、「検討の視点」であります。

住宅は、一生一度の買い物であり、しかも大金であるにもかかわらず、車や家電製品のように事前に使用したり、性能をチェックしたりすることができず、かつ製造物責任制度もはっきりしていない。これは、民間業者が生命・財産に関わる物件を、だますような方法で売ったり、手抜きなどをしないという暗黙の善意の了解と、公共機関の検査という安全確認体制が機能していると信じていたからであります。今回の偽装マンション問題でその前提が崩れまして、さらに、欠陥住宅ももしやその類ではないかとの住宅不信が広がっております。国民の生命・財産の根幹に関わる問題への対策は早急に整備し直し、安心感を与えるべきであります。

このように、国民全体に広がった不安を払拭するためには、住宅をはじめとする建築物の安全性は国民にとって大変身近なものであることから、第1に、国民の視点に立って、安全で安心できる建築行政のシステムを再構築しなければなりません。なお、再構築に当たっては、国民にとってわかりやすい制度とするとともに、国民に十分に説明していく必要があります。

第2に、こうした問題は、再発防止に最大限の努力を払うべきであります。不幸にして建築行政に関する事件・事故等が再び発生した場合にも、国民に不安が広がらず、安心・安全が確保されるよう、情報提供のあり方等の的確な行政の対応を十分に検討しておくことが大切です。

また、これらの検討を進めるに当たっては、次の課題に対応していく必要があります。幾つかございます。

1つは、建築物についての「安全性」というものについての国民の認識や理解の違いであります。

建築基準法の基準では最低限のものであり、よりよい建築物の目標を示すものではないのですが、こうした安全のレベルについて国民の間に理解や認識の違いがあると見られます。また、今回の偽装問題では、構造的な強度、とりわけ耐震性能がクローズアップされておりますが、建築の「安全性」につきましても、シックハウスの問題とか、アスベストの問題などいろいろなものがありまして、その「安全性」について国民の間でも理解が一致しておりません。建築行政制度を考える前提として、こうした建築物の「安全性」についての共通の認識を形成する必要があります。世の中では、「官から民へ」、「小さな政府」の実現へと流れが加速しております。方向としてはそのとおりでいいわけでありませ

が、「小さな政府」が守るべきことをはっきりさせたいと思います。住宅購入に関わる安全・安心、生命・財産の保証は、最終的には公共機関が担うべき役割と考えます。なお、従来、欠陥住宅として扱われていた問題についても、改めて視野に入れて全体としての対応を検討すべきであります。

建築物の審査の意義・役割等についての国民の認識や理解の違いであります。

確認という行為の対象範囲と責任について、関係者や国民の間で認識が一致していなかったのであります。また、現在、建築物の審査は、設計段階の建築確認や施工段階の中間検査・完了検査という現場検査によってなされているものであります。誰に向かって、何を規制し、何を守るためのものかといったことの制度の役割について国民の間で認識の相違がありました。このため、まず確認行為の対象範囲や中間検査、完了検査の内容やその責任を明確に、その役割がしっかり果たされるようにすることが必要であります。その際、確認の役割を大きくすれば、そのためのコストも高まることを考慮する必要があります。

住宅の供給形態の多様化、建築技術の高度化への対応の遅れであります。

建築基準法が制定されましたのは昭和25年ですが、その昭和25年当時の自分で発注して建設し、自ら住もうという注文住宅が主流であった時代とは異なりまして、今日ではディベロッパーが建築し、分譲して、これを購入した者が居住するマンションなどの供給形態が普及しておりまして、建築主、つまりディベロッパーと、分譲住宅として購入する利用者、所有者、この所有者が最終需要者になるわけですが、それが異なることが一般的になってきております。また、建築物の規模は巨大化するとともに、機能や構造なども技術の進歩の中で飛躍的に高度化・多様化しております。こうした変化の中で、建築士や特定行政庁の能力が建築技術の発展に追いついているか、住宅購入者に情報が的確に提供されているかなど、仕組みと実態にギャップが見られます。このため、これらのギャップに留意しつつ、資格等のあり方、特定行政庁の役割、人材育成のあり方等について留意しつつ、今日の状況に対応した建築物の安全確保の仕組みを構築すべきであります。

住宅についての保証のニーズへの制度的対応の遅れであります。

欠陥住宅問題を契機として、住宅品質確保法により、住宅の重要な構造部分等について、10年間の瑕疵担保責任が住宅分譲者や請負者に対し義務づけられましたが、この責任を資金的に裏打ちする仕組みの導入が進んでおりません。住宅についての求められる保証は

法的責任の確認だけでなく、実際に住宅が直されること等でありまして、住宅の規模、構造の多様化の中で、多くの資金が必要な場合も発生しているものの、その担保する仕組みの整備が追いついておりません。保険制度の活用による住宅の保証制度は、現在、普及の過程にある状況であり、住宅についての保険制度の充実等、市場を活用した消費者保護のための仕組みの確立が必要であります。

建築ストック重視社会への転換。

我が国の建築社会は、フロー中心からストック重視に転換しつつあります。建築・住宅政策もその方向に転換しております。低品質の建築を建てて短期間に除却する、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの体質から脱却して、長寿命の優良な建築・住宅を建設して、十分なメンテナンスやリフォームを施して長期に利用するというやり方が大切であります。建築の初期コスト、建築費ですが、これは当然高くなるわけでありましたが、耐用期間の長期化によって1年当たりのコストは低減するはずであります。こうした建築社会の体質改善によって、今回の偽装事件の背景にあるとみられる建築費の不当なコストダウンへの圧力を回避すべきであります。なお、ストック重視社会への転換に当たりましては、建築のつくり方だけでなく、例えば中古住宅の流通等も視野に入れて、自動車市場を参考にしつつ、住宅の価値の評価方法、真の価値に根ざした住宅融資への転換など、建築をめぐる社会システム全体を視野に入れた検討が求められます。

。「検討すべき課題」であります。

の2で示しました課題に対応しつつ、住宅・建築に対する国民の不安を払拭し、建築行政に対する信頼を回復するためになすべきことは次のように整理されます。

これらの項目の中には、早急を実施すべきものもありますれば、拙速を避けて十分時間をかけて検討する必要があるものもありますので、緊急に取り組むべきものと中・長期的な課題に分けて検討すべきであります。また、これらの課題について、今後、最終報告に向けて検討を進めすることとなっておりますが、これまでに本委員会でなされた議論は別紙、10ページ以降のものでございますが、これを議論してまいりました。なお、中間報告においては、建築の的確な設計及び審査を中心に扱っておりますが、住宅・建築に係る課題は、設計だけではなくて、確実な工事の施工等も国民により強く求められております。このためには、中間検査等の検査、さらに建築における施工の監理等について、請負関係を含め、慎重に検討すべき課題がございます。

それで、一応9つの課題について取り上げております。

1つは、建築確認検査制度の改善であります。一級建築士の愚行を誰も見抜けなかったという今回の事件によりまして、現在の建築確認検査制度に大きな穴があいていることが判明しました。今回の事件を反省材料として、建築確認検査制度、特に構造審査について抜本的な見直しを行う必要がございます。なお、事件の本質をよく見極めて、過剰反応にならないよう注意する必要があります。

2番に、確認検査機関のあり方です。平成10年の建築基準法の改正による民間開放は、方向としては間違いはなかったと考えておりますが、導入に当たっての特定行政庁との役割分担、導入後の事後的な監督のあり方等について、検討、対応が十分ではなかったのではないかと考えられます。このため、民間の指定確認検査機関の活用を前提とした制度を再構築する必要があります。

3、資格等の人的体制の見直しであります。建築士法も昭和25年でありまして、その制定以来、建築士制度について、建築技術の進歩、建築システムの変化に対応した見直しを怠ってきたことが今回の事件の要因の1つであると考えられます。建築士の資格制度について大幅な見直しを行うとともに、併せて、建築士の地位向上についても検討すべきであります。

4、消費者保護等の充実です。今回の事件の最大の被害者は、偽装について何の責任もないマンション購入者であると考えられます。消費者保護制度の拡充を図るとともに、消費者の選択が可能となるような情報提供の仕組みを検討すべきであります。

5、行政の情報収集の仕組みの整備です。今回の事件では、偽装の疑いについての最初の情報に対する確に対応できなかった場面があります。このような通報への対応についての意識向上とともに、組織のあり方についても検討すべきであります。

6、被害者救済等問題発生後の対応の仕方です。今回の事件では、公的支援の決定は素早かったものの、支援理由についての国民の説明が十分でなかったのではないと考えられます。また、消費者の立場に立った行政の展開が求められております。

7、関係住民や国民に対する的確な情報提供のあり方です。今回の事件を教訓に迅速で性格な情報提供、国民の不安を解消するための情報提供のあり方について検討すべきです。

8、人材育成のあり方です。これらの改善策を実施していくためには、倫理観と高度な技術を有した建築士、建築技術者が今まで以上に必要であります。制度の見直しだけでは

なく、これらの人材育成のあり方についても検討すべきであります。

次に、別紙となっております、建築規制制度等の改善について、これまで本委員会ではなされてまいりました議論をまとめております。今回の中間報告は、先ほども申し上げましたように、社会資本整備審議会が制度論をやっておりますので、その議論に早く我々の委員会としてもセッションができるようにということで、急いでこの点をまとめたわけでありまして、したがって、建築規制制度の改善についてはかなり議論いたしましたので、以下書いております。ただ、内容がたくさんございますので、少しはしょってご説明することになるかと思っております。

まず、建築確認検査制度であります。

審査方法の改善です。構造等の審査に当たっては、審査者が的確に設計者の意図を把握し、必要に応じて面接方式で審査することとしまして、申請図書も、専門家が一目見れば判断できるようなものにするといったようなことを工夫する必要があります。また、審査・検査を全体として充実する必要があるとしまして、特に中間検査の充実等による実物のチェック体制を強化する必要があります。

審査員の能力の向上であります。設計の審査は、構造、設備、形態、これは意匠でもありますが、等の多岐にわたっておりまして、専門的能力が求められております。今回の偽装の見過ごしは、審査員が構造について十分な知識、経験を持っていなかったということも原因の1つと考えられます。真に専門的な能力を持った人が審査することを担保する制度とすることが基本的に重要であるということでもあります。また、建築物の規模等の差異が広がっておりまして、構造についても一律には扱いにくくなっていることを踏まえて、建築物の規模とか用途に応じて的確な審査方法を検討すべきであります。規模、用途に関わりなく一律にやるのではなくて、小規模なもの、中規模なもの、大規模なもので扱い方を的確に判断するという事です。

審査機関の役割・責任です。建築確認等は建築物の基準適合を確認するものであり、一定の手順をこなせばそれでよいというものではありません。法律にきちんと書いていないからやらなくていいというわけではなかったわけですが、こうした審査のあり方と審査機関の責任を制度として明確にするとともに、審査機関が最低限やるべきことを明確にする必要があります。

それから、として、構造計算プログラムのみには依存しない審査方法の検討が必要であ

ります。

それから、 としまして罰則の強化について。多くの人命に関わる違反でも、建築基準法では50万円以下の罰金ということで非常に軽いわけであります。これを、事態の重さに見合った罰則の強化にすべきであるということです。

2に「確認検査機関について」であります。

公共と民間の特性を踏まえた確認検査体制の充実・強化です。建築確認検査について、現在は公共、即ち特定行政庁であります。でもよろしいし、民間機関でもよろしいし、どちらもやることができます。民間を活用するということは、効率的で実効的な行政の実現のために有益であると考えられますけれども、最終的に国民の安全の確保は公の責務であるということを考えますと、公共、民間それぞれの長所、短所を十分認識して、両者の確かな活動によって、需要者である国民から見て、よりよい制度となるように、その充実・強化を図っていく必要がございます。

具体的には以下に書いてありますが、建築基準法で大きく分けると2つありまして、1つは建築物の耐震性能、耐火性能、あるいは設備の基準など、工学的なものに関わる建築物そのもののことを扱っております単体規定と言われるものがあります。もう1つは、建物の高さとか大きさ、日影、建築の敷地など周辺に関わりのあるもの、つまり集団規定と言われているのですが、この2つがあります。

公共というのは、まちづくりの行政の担い手として、集団規定について、まちづくりの条例等の関係にも精通して、また、紛争等への対応も迅速にできるという長所がある一方で、高い技術力を必要とする建築物の審査能力を職員がすべて備えているかということ、その点はなかなか備えにくい性質を持っている、そういう短所もございます。

一方、民間のほうはどうかといいますと、全国をカバーする機関などで、高い技術力を有する検査員をそろえることも可能でありまして、例えば田舎のほうにたまたま大きい建物が建った場合、全国的な規模の民間機関であれば対応が可能であろうというふうにも考えられます。そういう長所がある反面で、周辺住民との関係に無関心で、結果として批判を受けやすいという短所も見られるわけであります。

として、特定行政庁の役割の強化です。確認検査業務の民間機関への移行が大幅に進行しつつあることに関連しまして、例えば以下のような特定行政庁の役割の強化が求められます。まず、指導監督として、中間検査などの建築現場での検査・審査の充実・強化。

民間確認機関に対する指導監督の充実・強化。あるいは、まちづくりに関して、住民ニーズを踏まえた建築物についての条例の策定・活用など建築活動への行政としての関わりの強化であります。

一方、民間機関の活用については、次のようなことが言えるのではないかと思います。民間活用の意義及び問題点を再評価して、国民の納得できる仕組みを検討する必要があります。確認申請の不正やミスを見破って、中間検査や完了検査を入念に行うためには、相応の費用・時間・人手がかかるのは当然であります。今回の建築確認問題は、耐震偽装がテーマでありますので「構造」がクローズアップしているのですが、実は確認業務というのは構造のほかにも用途地域、建ぺい率、容積率、日影、斜線、天空率、高さ、接道など、主として集団規定関係に非常に多くの規制事項があるわけです。したがって、建築基準法違反というのは、構造のほうはむしろこれまでは比較的少なく、構造以外のほうが多かったわけで、建築紛争の原因になっていたわけです。したがって、そういう方向から、建築基準法違反の問題を、構造だけでなく、もっとその他の問題についても幅広く検討する必要があります。

次にまいりまして、建築確認業務の規律性の向上です。高度な技術を持つ確認検査員を採用する。それから、標準的な審査期間と確認検査手数料を設定する。それから、違法確認の公表制度の実施をするといったように、建築確認業務の規律性を向上させて、優良な建築物体制を整備する必要があるだろうというふうに考えます。

民間機関を評価する指標であります。民間機関を評価する指標、パフォーマンス指標とも呼ぶべきものであります。それを設定して、民間機関のよりよい審査が業績とリンクするような動機づけの仕組みを組み込むことも検討すべきであります。

それから、民間機関に対する指導を強化する、民間機関の指定の審査を厳格にする、それから民間機関の責任を強化するなどの、民間機関に対する指導監督を強化する必要があるということをお3項目にわたって書いております。

次に、自治体住宅行政との連携の強化であります。住宅は地域に建築されて、住宅事業は自治体の住宅・まちづくり行政と密接な関係が構築されることが望まれるわけがあります。したがって、民間確認検査機関は、全国展開する企業など地元の状況に暗い場合が多くて、法適合を確認するという建築確認の性格上、まちづくりとの関係について、余りにも無関心になり過ぎる面があるとみられます。今後は自治体と建築主への情報の提供

等、自治体の住宅・まちづくり活動への協力の強化について検討する必要があります。

3として、資格等の人的体制についてであります。

構造等の専門家の認証等の仕組みの整備です。今日の建築界は広範で高度な建築技術を求めておきまして、建築士という一般的な資格を保有している程度では専門的業務の責任を果し得なくなっております。現在の建築士は、建築技術者の基礎的な資格としてそのまま置いておきまして、その上に意匠、構造、設備などの各専門分野別に高い水準の専門技術者を位置づける必要があるのではないかと考えております。

職能団体の活用等による実践的な倫理観の強化です。諸外国では、倫理教育が必須のカリキュラムとなっていることを踏まえて、建築士の育成に倫理教育を必須とする必要があります。職能団体において、実践的な倫理綱領等を整備して、その遵守を促す仕組みを構築する必要があります。倫理といいますと、どうしてもこれは精神論ではないかというふうに見られがちですが、そうではなくて、具体的な状況下において倫理的な観点からの行動規範が必要であるということです。

建築士の地位の向上です。建築士が圧力等により不正を働くことのないよう、設計に関する料金の確保など、建築士の地位の向上についても検討する必要があります。また、設計者など建築に関わった者の名前を明らかにする顕名制度などによる技能の顕彰等を通じた地位の向上についても検討する必要があります。

4「消費者保護について」であります。

保険制度の活用等によるリスク回避の仕組みの確立。住宅品質確保法により、住宅の構造上、重要な部分等については10年間の瑕疵保証が義務化されましたが、責務はあっても経済的な裏づけが伴わない場合、倒産の場合は、結局、消費者は困難に陥ります。また、住宅以外の建築物についても、リスク回避の仕組みへのニーズは高いものがあります。このため、保険制度の活用等によるリスク回避の仕組みを確立することが大切です。

情報開示の徹底。マンション購入者については、自己責任との声もあります。住宅は一生の買い物であり、消費者が十分注意を払うべきであるというのは当然でありますけれども、委員会に寄せられました情報では、購入前に建築士等の専門家に依頼してチェックしてもらったにもかかわらず、偽装を発見できなかったという例が報告されております。消費者が自己責任を全うするためにも、設計者、構造積算書等の徹底した情報開示の仕組みを早急に確立する必要があります。

性能表示の充実。建築・住宅の性能には多様なグレードが存在していることを理解して、その上で建築主や居住者がグレードを自由に選択することが望ましいと考えられます。これは適当な例かどうかわかりませんが、耐震性能についても、一般の方は絶対に壊れないというふうに基準を捉える方もおられるわけですが、全く損傷が生じない、多少損傷は生じるけれども修復可能、あるいは修復不可能けれども人命の安全は守られるというような、いろいろなグレードがあるということを共通認識として持つ必要があるかと思うのです。

「青田売り」の功罪であります。住宅を完成しない前に販売する、いわゆる「青田売り」は、事業者が資金を早期に回収する目的で一般に行われております。未完成の住宅を購入するのは需要者にとって大きなリスクがありまして、不利を免れないところですが、他方、いいこともありまして、需要者が図面上だけではなくて、工事途中の建築現場を視察・調査することができるということになっておりましたら、完成時には隠されているはずの構造を目視で確認することができるという利点がございます。一種の需要者参加的な面があるわけです。現在、分譲戸建て住宅については、工事現場を需要者に積極的に公開するという動きが見られておりまして、今後、住宅事業上の戦略として普及する可能性もあります。「青田売り」については、このような状況を踏まえて、望ましいやり方について検討する必要があります。

次に、「ハウズドクター」のすすめです。住宅需要者は、住宅購入について情報不足に陥っている。あるいは情報はたくさんあるけれども、どういうふうを選んでいいのかかわからないということです。多くの自治体が現在、住まい・まちづくりセンターといった窓口を市街地の中心部に設けて市民にサービスをしておりますが、これは非常に結構なことでございます。ただ、どの事業者がいいのかというふうな個別の信用ができない面がありまして、その点、これは公共的なものの限界とも言うべきかもしれません。そこで、これは提案的なもので、ここに書けるかどうかもあるんですけども、昔、かつての時代、出入りの大工さんと申して、いつも建物についてある程度面倒をみてくれた人がおりましたが、現在でも、かかりつけのお医者さんというのは皆さんもっておられるわけで、それと同じように、かかりつけの建築士というのがいたら、住宅の新築、購入、リフォーム、修繕、売買などにいろいろ相談に乗ってもらえる人がいれば具合がいいのではないかというふうに1つのアイデアとして思っております。

5番として、「情報収集の仕組みの整備」であります。

情報収集の専門組織の整備です。今回の問題においては、偽装の疑いに関する最初の情報に対して適切な対応がなされていない場面があります。これは、企画・実施部門が、これと併せて指導・監督部門も兼ねておりまして、専ら情報収集に努めていたわけではないということが原因になっております。チェック機能の向上のためには、より専門的、積極的に情報収集に努める体制の整備について検討する必要があります。

情報収集窓口の適宜設置等であります。これは内部通報等の収集です。問題の発見等に向けた情報収集のソースとしては、内部情報の収集が効果的であることを踏まえて、本委員会で設置した情報窓口を参考として、適宜、情報窓口の設置について検討する必要があります。また、重大な法違反については、建築審査機関を通して通報の責務を負わせる等の対策を検討する必要があります。

6「被害者救済等問題発生後の対応の仕方」。

救済についての原則の確立であります。公の責任と自己責任を明確にするとともに、行政の判断としての措置について検討を深めて、救済の原則について検討する必要があります。

国民への説明の充実です。国の支援については、概して迅速な措置がとられていたが、その考え方等について必ずしも十分な理解が得られているとは思えない現状であります。賠償責任と住居の安定、危険の回避等の行政の判断との区別を明確にし、国民の理解を得る努力をさらに深める必要があります。

救済策実施の一層のスピードアップです。支援策の決定は迅速になされていると思いますが、地方公共団体との意思疎通が不十分な面も見られます。また、実施については、消費者の立場に立って迅速に行うことが期待されます。

安定的な救済スキームの事前準備の推進です。消費者の安心のためには、今回の支援は例外なのか、あるいは将来、自分が巻き込まれているときにも支援があるのか等を明確に示すことが大切であります。

建替え、耐震補強工事等についての技術支援です。安全性に問題のあるマンション、ホテル等の建築物について、自力で建替え等を行う所有者に対しても、国、地方公共団体が連携して、必要な相談への対応など技術的な支援措置を講じる必要があります。

7「関係住民や国民に対する情報提供のあり方」です。

迅速かつ正確な情報提供の推進です。信頼の回復には、国民に対して常に情報を適宜提供していくという姿勢が最も大切であり、迅速に最大限の情報提供を行うべきであります。ただし、調査不足で曖昧な情報が流布することはかえって国民を混乱させることにもなりますので、適切な情報提供については、一定の指針を定め、職員個人の判断に任せ切らないで、組織として受けとめる仕組みをつくることが大切であります。

権威ある技術情報の提供システムの整備。専門技術について、いわゆる専門家の意見が対立することは国民の不安の引き起こすことになりかねません。このため、行政が活用しているような安定した技術については、権威をもって国民に情報提供できる仕組みを検討する必要があります。

最後の8であります。「人材育成のあり方」。

構造等の専門的知識を有する技術者の育成です。構造計算等の高い能力を有する人材育成のため、大学等の教育機関での教育の充実、学会・団体での研修の強化を検討すべきです。

倫理観を備えた人材の育成。これは、これまでありましたものの再掲でございますが、そうした倫理観を備えた人材育成のための倫理教育を行う必要があります。

時間を長々取りましたが、以上で私の説明を終わります。

それで、私の座長私案については、先週金曜日の段階の案を皆様に送らせていただきまして、複数の委員からご意見をいただきましたが、時間の都合もあり、十分にそれを反映することができておりません。誠に申しわけないと思っております。

4人の委員からいただきました意見書についてお手元にお配りしておりますので、ご覧いただきまして、私の座長私案についてのご議論の後で、提出していただきました委員からのご意見をいただき、また、今日、意見書としては出していただいておりますけれども、口頭でご意見をいただく委員の方はぜひお願いしたいと思います。

それでは、ただいま説明いたしました座長私案を踏まえて、ご自由にご意見を願います。

和田委員 時間のない中で、中間報告の私案をつくっていただいております。昨晚遅くメールを出しておいたのですが、金曜日のものと比べ今日配られたものは既にまたバージョンが上がってしまっていて、今配っていただいたページ数などは合っていないのですが、簡単にコメントさせていただきたいと思っております。

まず、私のメモでは2ページとなっているのですが、フォーマットの関係で後ろにズレてきて、3ページの上段に見過ごされたことに対する背景が2つ書いてあるのですが、民間機関のみならずということと、元請けから設計、最後の施工の中間検査でもという間に、ちょっとおこがましいかもしれませんが、「実体が軽んぜられ数値ばかりが先行するコンピュータ依存社会のもつ弊害」ということをぜひ入れていただきたいと思うのです。図面も見ず、コンピュータの出力だけ見る気も起きないからと右から左に回してしまう、そういうことに対する弊害が起きたのだと思っています。

それから、同じページの、下から10行目あたりに「専門家が見ればすぐにわかるかどうかについての専門家間の意見の対立」と書かれてあるのですが、前々回のヒアリングで金箱氏が、私も図面を見ればわかるし、計算書を追跡すれば偽装を発見できると。私も同感なのですが、専門家同士の対立は何もないと思うのです。問題は、大臣認定プログラムによる構造計算書を盲目的に信用してきたということも問題で、専門家の意見の対立はないと思います。そういうことで、を盲目的に信用してきたということに対する反省と書いたほうがよろしいと思うのです。

それから、5ページ目ですけれども、1番の「建築基準法の基準は最低限のものであり」というあたりに、もし私が追加するとすれば、先ほど巽先生からご紹介がありましたけれども、中小地震では無被害、大地震では傾くことも考えているということをもっと社会に知らせたほうが良いということで細かく書かせていただきましたが、これは余りこだわっていません。

それから、5ページの一番下、「何を規制し」というところですが、私の4)ですが、何を確認し、検査し、何を守らせるかということが不明確である。2回目のヒアリングで、イーホームズの藤田さんが、これを言うと不作為になってしまうとか、小川課長さんはそれぐらいは当然聞いていいんですよとか、何を聞いたり検査するかということがはっきりしていないという、規制よりは、確認で何を見るのかをはっきりさせて、それを国民にも知らせる。それから、国民がそういうことに対して意識がもともと薄いので、ちゃんと宣教活動をやったほうが良いのではないかということを書きました。

それから、10ページ目に飛びます。ここからは別紙に入るので、まずつまらないことで、「モーメント」というのは「曲げモーメント」と書かないと正確ではないと思います。

それから、10ページ目の下から2つ目の丸の後半、「十分な能力を有する人材の数にも限界があることから、制度として対応できない場合は、それに合わせた審査システムの検討」ということですが、これを、今日来られている傍聴の方でもし一般の方がいらしたら、もっと簡単にやってしまうのかというふうに読み取ると思うのです。もっときちんとしてほしいという世論に対して、人材がいなければシステムを検討をすると、この言葉の意味が、更に簡単にしようとしてされているようにとられてしまうので、この部分は外したほうがいいのではないかと思うのです。それで、もし数が十数万件になるということで、コンピュータに再計算させればいいのではないかというような話題が出ていますけれども、なおさら危険な状況になると思うのです。よくヨーロッパの童話で、火事になってネズミが逃げて行って、先頭のネズミが地下室に入ると、みんな地下室に入ってしまうという童話があります。もしコンピュータへの過信で起きた問題を解決するために、またコンピュータで審査する。そういうことをすると全員が地下室に潜り込んでしまうことになるので、もっと人間をきちんと育てて、人間の目でチェックするということをもっと充実させたほうが・・・。先ほど巽先生からご紹介がありました、小さな建物は主事さんが見て、もう少し複雑なものはピアチェックとか、仕組みをいろいろ工夫すれば十分できると思うのです。

それから、11ページ目に「IT技術の進展を踏まえた改ざん」、こちら辺も似たようなことで、建築物というのは空間を造っているもので、コンピュータであらわすことは簡単ではないのです。今日の日経新聞に茂木健一郎という脳学者で、私も一緒に話したことがあるのですけれども、「では、この空間に来て、この空間のすばらしさを数字で説明出来るか」と言いました。ソニーの研究者ですけれども、やはりそれは人間しかできないのだと。IT技術で建築の安全性が保たれるという方向へ走ることはぜひやめていただきたいと思います。自分で言うのも何ですけれども、40年そんなことばかりやってきたのでそう思うわけです。

それから、ここのコメントにはないのですが、16ページの「情報開示の徹底」というところに、「消費者が自己責任を全うするためにも」という最後の2行があるのですが、設計者、構造計算書等」というよりは設計図をまず大事にしてほしいのです。計算書というのはそれを説明している。当然、計算書も必要ですが、何か数字に書いたものばかりが残っていても役に立たないので、きちんと図面が残っているこ

とが大事だと思います。

それから、17ページ目、これは先生のおっしゃるとおり、私もハウスクォーターはあったらいいと思うのですけれども、大都市に住んでいて隣の家に誰が住んでいるかもわからない時代にこれは望ましいのですが、なかなか難しいのではないかと思います。

あと、最後に1つ。19ページ目、「権威ある情報」ですが、もし権威ある方がやったものは絶対大丈夫というなら、みんながそれに従えばいいのですけれども、地震もまだわからない。耐震技術も日々、こうやったほうがいいのではないかと、ああやったほうがいいのではないかと進歩しているわけです。そこに権威がものを言って、これはいい、悪いと。もし悪いと言ったものがよいかもしれないわけですから、こういうところに「権威」を出すのはやめたほうがよくて、淡々と何年ごろにこういうつくり方でつくったのはこんな被害を受けましたとか、その理由はこうではないとか、今そういうことを克服するためにこういう技術があるから検討したらいかがかというふうに、もっと謙虚にやったほうがいいと私は思います。以上です。

巽座長 ありがとうございます。それでは、白石委員、どうぞ。

白石委員 短時間の間に、巽座長はじめ、事務局の方に美しく的確におまとめいただきましてお礼を申し上げます。

私は一応建築を出ておりますけれども、一通り知識をかじっただけでございますので、今回の座長私案を国民の目線ですっと読ませていただきました。それで、お願いでございますけれども、前段で今回の問題認識といたしますか、なぜこういうことが起こったのかというふうに問題の抽出がされ、後半のほうでそれを受けて解決策が出されているわけでございますが、今一度、問題提起に対して解決策が必要十分条件なのか、果してそこに効果が見込まれるのかどうかという再検証をお願いしたい。誤解を招く部分がありますので、具体的に申し上げたいと思います。

2ページ目の一番下の部分で、例えば「下請けの一級建築士の犯罪的行為が、どこでも誰にもチェックされず」と。現行の仕組みの中では下請けの一級建築士のチェックをするというのは設計の発注者とか、指定確認検査機関とか、特定行政庁とか、ユーザー側とか、ある程度限定された人でございますので、「どこでも誰にもチェックされず」というふうになると、現行の仕組みがそうだというふうに誤解される懸念がございますので、ぜひそこは修正をお願いしたいと思います。

その次に5ページ目でございますけれども、ここは非常に大切だと思うのですが、のところで「『安全性』というものについて国民の認識や理解の違い」というふうに書かれていて、のところにも同じように「国民の認識や理解の違い」と。一般国民が建築物についての安全性を常日ごろ考えているかという、そうではないと思います。この問題の根幹にあるのは、やはりこうしたものがわかりやすく、常にアクセスできるような情報が整備されていない。個々あったとしても、その信頼性がわからないとか、何が最も大事がプライオリティーがわからないということが根幹にあると思いますので、ぜひこのタイトルも余り反感を買われないように、こういう情報がないからこそ認識に違いがあったというニュアンスでお書き添えいただければと思います。

その真ん中あたりに、多分これは鳩委員と私は意見が対立するところだと思うのですが、今回、小さな政府ということで官から民に、民間検査機関が導入をされて、それが実際うまくいかなかったということですが、このところで住宅購入に関わる安全性とか保証は最終的に公の公共機関が担うべき役割と。もしそうであるのであれば、民間に任せている部分とこの矛盾をどうするのか。もし民間が何かやらかしたときには、保証ということを考えるのであれば、責任も公共機関が負うのかどうかということもここは問われてくると思うのです。私は保証というのと責任というのは非常に密接な関係があると思いますので、それは、もし今後こういうことが起こったときに、今回のことも含めてですけれども、最終的な財政的な支援をどこまで誰が担うのかということと密接に関係してくると思いますので、文言の工夫と申しますか、最終的に公共機関が全面的に支援と書くのか、保証と書くのか、私は大きな違いがあるというふうに思います。

その一番下のところで、あらゆる検査が「誰に向かって、何を規制し、何を守るためのものか、制度の役割について国民の間で認識の相違があった」というふうに、それぞれの検査についてはある程度根拠法と申しますか、そういうものが定められていると思いますので、ある程度目的のようなものは明文化されていると思うのです。ここも最初に申し上げたことと同様ですが、認識の相違があった。確かにそうかもしれませんが、それが何のために、公共的な福祉を守るためにあったということが国民に周知されていなかった。周知されていても、それが浸透していなかったことが問題だと思いますので、ぜひそういう工夫をお願いしたいと思います。

9ページ目のところに「人材育成のあり方」ということが書いてあって、これから建築

士とか建築技術者が今まで以上に非常に重要になってくるというふうに書かれてあって、それを受けるところが、15ページの建築士の地位向上というところが私ちょっと気になるのです。今回、姉齒という人は、奥様にご病気で仕事がなくなったら困るということでこういう不正を働いたということが発端でございますので、ここで1人のレアケースによって設計に関する料金の確保、市場全体にとってコスト高になるようなことをここに盛り込んでいいのかどうか。非常に小さな部分を全体に広げているような誤解を与えますので、不正を働くことがないようということと、料金を確保すれば果してそれがなくなるのかどうか、この因果関係がはっきりしないことを並べて書くのは非常に危険ではないかと思います。

最後になります。お時間をいただいて申しわけございません。最終の19ページのところで、私も和田委員がおっしゃったことには賛成でございます。権威はなくとも的確で信頼性がある情報であれば、これは民がやっても、NPOがやっても、誰がやっても、国民はそれを求めていくと思いますので、ぜひ「権威」というのは取っていただきたいと思えますし、その上にある「迅速かつ正確な情報提供の推進」というところも、主語がないところが多いのです。「組織として受けとめる仕組みをつくるのが大切である」。誰が組織として受けとめるのか。ここも非常にいいことが書かれてあるわけですが、具体的に何をやるのか。漠然としたところはできるだけ払拭していただいて、誰が何をやるのか。情報提供の推進のために、国の役割、そして民間の検査機関の役割、自治体の役割というふうに、主体が何をやるのかということもぜひ具体的にお書きいただければと思います。ありがとうございました。

巽座長 ありがとうございました。 轟さん、どうぞ。

轟委員 この中間報告は、今までいろいろ意見とか勉強会で言ってきたことが大体書かれているので、表現の仕方とか何とかでももう少し工夫するところがあると思うのですが、基本的には私はいいかなというふうに思います。

ただ、構成の仕方が、国民に広がる不安、それから検討の視点、検討の課題とあるけれども、何となくテーマが似通っている感じで、これは2つぐらいに分けて、「課題」というよりも「課題と提言」とか、もう少し最後のほうの別紙で、委員会で議論された中に具体的な提言が幾つかありますけれども、その提言を本論の「課題と提言」というところにもう少し具体的に入れたほうがいいのではないかというふうに思います。

それから、全体的な意見としては、2～3日前からまた東横インなどという問題が出てきていますね。ああいうのを見ると、やはり今回の事件というのは単なる一部の不届き者のやったことではなくて、恐らく国民は、まだまだこういうのはたくさんあるんだなという感じを持ったと思うのです。だから、そういうことも踏まえて、この住宅問題というのは相当根が深いという認識をまず持つことが国民の意識と共鳴する部分になるのではないかとということが1つです。

それから、私は勉強会でも言いましたけれども、この問題というのは医者の世界、あるいは車の世界、あるいは原子力の世界と似ている部分があるなというふうに思うのです。医者というのは、モラルもしっかりしていて、技術もしっかりしていて、医療ミスなんてほとんどないというふうにみんな思っていたところが、最近やたらと医療ミスが出てきていて、しかも、それはモラルの問題だとか、隠していたりとか、そういうことがはっきりしてきたわけですね。そのために情報公開とか、第三者委員会とか、あるいは研修とか、そういうことが行われているのだろうというふうに思うのです。それから、車というの、やはり人の安全に最も関わる問題ですけれども、これもやはり国家試験があったり、車検制度があって何年かに1回、車の安全を確かめたり、それから言ってみれば、車に欠陥車があれば国が製造物責任で廃止を求めたりというような、そういうチェック機能がものすごくあるわけですね。原子力も、我々はほとんどわからないけれども、これも保安庁とか、あるいは国際的にも国際機関、IAEAなどの査察がある。そして、情報を公開しなければいけないというふうになってきたと思うのです。そういうようなところと似たような状況が住宅問題に関しても、全部が同じとは言わないけれども、恐らく国民は似たような類似性を感じているのではないかと。そういう点では、車とか原子力とか医者とか、そういうところで起こっている事件・事故に対応する仕方というものを参考にしていくことはすごく重要なのではないかとというふうに思います。

それから、もう1点だけ言いますと、現代の社会というのは絶対ということはありません。これは原子力の世界であろうと何であろうと、絶対ということはありません。要するに、不安と強制しているのが現代社会だというふうに思うのです。不安と共生しているのだけれども、その不安をいかに極小化するか、いかに少なくするかということが今の社会で求められているテーマなのかなというふうに思います。原子力は絶対安全だと言っていたら、そうでなかった。あるいは、道路とか新幹線は絶対だと言っていたら、そうでなか

った。そういう意味で言うと、今の国民は「絶対」という言葉は信用がおけない。しかし、不安はあるけれども、それをいかに極小化するか、そういう視点でものを考えていくことが非常に大事なのかなと。

その極小化する視点というのが、1つはやはり情報の公開ということで、これは原子力にしても何にしても、そういうことを盛んにやっているわけですね。それから、そこに携わる人のモラルの確立という問題も非常に大きいのかなと。それから、情報公開と関係ありますけれども、何か問題が起こったときに、どこが原因かということをしきんと探るためには、トレーサビリティというか、そういったような視点も非常に重要なのかなと。野菜にしても何にしてもトレーサビリティというのがありますけれども、これは勉強会でも言いましたが、すべての建物については、誰が設計をし、誰が施工し、誰が売り主かということをし、個人的に頼んだものはいいとして、マンションとか、集合住宅とか、公共建物とか、大きなビルとか、そういうものには誰にでもわかるような、そういうトレーサビリティのシステムをつくるというようなことも大事なのかというふうに思います。

それから、やはり研修といいますが、自動車でも違反をすれば教育研修のようなものがあるわけですね。それから、医者の場合も、学会に所属していて、新しい技術とか、新しいテーマを常にやっていないと医者も置いてけぼりになってしまうわけですが、そういうことをもう少しきちんとしたほうがいいのではないかと。今回の国会の答弁を聞いても、四ヶ所さんという方は10年ぐらいゼネコンで構造計算をやっていたと。しかし、その後は新しくなってしまうと私は知りませんというふうに言っていたけれども、現実には、あそこのコンサルタント会社が構造計算をして、それを建築主や何かに押しつけていたという側面もあるわけですね。そういう意味で言うと、時代時代の新しい技術とか、あるいは材質もいろいろ変わってくるでしょうけれども、そういうことの研修システムということもきちんとしていく必要があるのではないかとというふうに私は思います。

それから、今後の問題としては、提言を出したときに、短期でやるものと中期でやるものと長期でやるものときちんと分けたほうがいいと思います。さっき保証の話が出ましたけれども、これは国と地方自治体と検査機関と売り主と業者と、あるいは住民と、この辺が一体どういう割合でどういうふうに負担するかというようなことも全然わからないために、その問題というのはだんだん置いてけぼりになるわけですが、そういう保証とか、安全なところへ早く移るとか、新しい建物をつくるなどというのは短期の問題だし、

制度とか研修とか、そういうことになると中期かもしれない。あるいは、長期的な問題もあるかもしれませんが、そこら辺をきちんと分けて提言をしていくというようなことも考えていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、ホームドクターとか、そういうことが出ましたけれども、私はやはり住宅の中古市場というか、車でも中古車市場というのがあって、廃車になったものは一遍きれいにし直さないと中古市場に出ないわけですね。そのことがある種の安全性とか、そういうことも関わっていると思いますけれども、住宅というのは、一旦建ててしまうと、あとは土地代だけであって、建物の価値そのものがどんどん失われていく。そこにリフォームとか、欠陥とか、いろいろな問題がまた絡まってくる可能性があると思うのですけれども、中古市場などということを将来的に整備する。その整備する過程の中で新しいシステムとか、いろいろな問題点を克服するような制度や何かを考えていったらどうなのかなというふうに思います。

そして、もう1つだけ言うと、情報の中では品質確保法（品確法）があることを私は知りませんでしたけれども、例えばさっきの中でも、耐震度が6以上ならオーケーけれども、すぐ壊れてしまう場合とか、壊れないけれども修復可能だとか、全く壊れないとか、その中で3つの基準があると。そこから先というのは、多分どれだけお金を出すか、どれだけするかという個人の選択肢の問題だと思うのです。そういう意味で言うと、この間いただいたパンフレットの中には、品確法というのは9分野28項目と書いてありました。それは音の問題だとか、ほとんど個人にとっては非常に必要な9つぐらいの分野があって、しかも、それには等級が全部あるということを知りましたけれども、例えば今後、マンションなり何なりを売るときには、そういう表示をきちんとするようにするとか、そういうようなことも物を買うときには非常に大きな目安になるのではないかということを感じました。

大ざっぱに言うと、そのようなことです。

それから、1つだけ申し上げますと、実は私はこれを金曜日に出したのですけれども、先ほど余り反映されなかったというふうに言われましたけれども、中身を見ていると反映されているからいいのですけれども、ただ、私が1つ不満を持ったのは、国土交通省に出したけれども、これが反映されなかったので、今日の委員会でしゃべってくれという電話があったわけです。そして、私は多少疑問に思ったからもう一度電話したら、最初の言い

分は、委員の人たちの意見がたくさんあって、それを整理する時間がなかったから読む暇がなかったと、そういう言い分だったわけです。それは、我々は30日にやるということがわかっていたから、なるべく金曜日じゅうに出そうと思って出したわけです。そのことはどうでもいいのです。それで、2回目に電話したときに理由が違ったのです。それは、忘れていたと。ファックスがいったのだけれども、月曜日の午前中まで気がつかなかったと。事実なら、それはそれでいいのです。つまり、私はダブルスタンダードの説明をするということが問題だと思うのです。これは国土交通省の行政のあり方をどうするかということをも今問題にして、1つの大きなテーマになっているわけですね。つまり、省庁が都合のいい解釈で、都合のいい説明の仕方をすれば、ますます不信を感じてしまうわけですね。だから、そういうダブルスタンダードの回答をしないようにしてほしい。

恐らく、これは今後の問題としても非常に重要なことで、それが最初に言ったことが正しいのか、後に言ったことが正しいのかわかりませんが、この間、例えば伊藤公介さん、あるいは安倍さんのことを質問したときに、あそこで質問したことの答えとまた違った答えがあるのかなというふうに勘繰ってしまうわけですね。そういうところが恐らく行政が不信を抱かれる大きな要因にもなっていると思うのです。だから、そういう意味で、間違えたことはしょうがないので、そのことはとやかく言う必要もないけれども、違った説明の仕方をするということに対しては非常に不信感を持ちますので、今後気を付けていただきたいというふうに思います。

巽座長 ありがとうございます。それでは、野城さん、お願いします。

野城委員 私は、今朝、意見を差し上げて大変申しわけないのですが、お手元に金曜日いただきました案に対する意見を載せております。

綴りを見ていただきたいのですが、下線が引いてあるところが修文の内容ですが、「検討の視点」というところがございます。先ほど白石さんもおっしゃいましたけれども、これは国民の皆さんが読む文章として考えた場合に、私は2つのことを申し上げさせていただきます。

1つは、今回の不安が何であるかということをお我々がどう認識するかということをお明確に書く必要があると思うのですが、それは、1つは建物そのものの安全性に対する不安と、それを担保してくれるべき公的な制度に大変な瑕疵があったという公に対する不安があるということはどこかで書いてほしいというのが私が配った資料の3ページの下の方に書

いてあることでございます。これは、今日の資料でいきますと、4ページの2「検討の視点」のどこかにこういったマニフェストを入れていただくとありがたいと思いますし、それに加えて、「安全性について安心のできるシステムを政府は責任を持って再構築すべきである」という文言も加えるべきだと思います。

それと、今日配っていただいた資料でいきますと、5ページ目の 、 に絡んでまいります。先ほど白石さんがおっしゃられた「国民の認識や理解の違い」というところですが、1つは、編集上、 と の内容の違いが余りよくわからないので、場合によっては、これはまとめて編集したほうがわかりやすいのではないかということが1点。

それともう1つは、確かに理解というのは、国民全員が共有できる理念があるか。法がどこまでそれを保証し、各機関がどこまで保証し、自己責任をどこまでやるかということについての理念が、今もあったように、あったかということ、なかったように思いますので、やはりこれは理念を構築していないという問題意識で 、 を整理したらどうかと思います。

それと、ストックについての言及がありますが、大変大事なことではありますけれども、7ページに「建築ストック重視社会への転換」ということがございますけれども、これは趣旨としてはいいのですが、今回の問題との関連で見れば、やはり優良な建築ストックの資産形成が損なわれている。あるいは、一度建ったマンションが、そのオーナーの方というのは、次に売られてまた流通していくという観点で強調されたほうがこのテーマに対しては違和感がないように思います。

それと、7ページ以降に「検討すべき課題」が書いてありますけれども、イの一番に設けるべきことは、私のほうの資料にも書かせていただきましたが、建築の安全性を担保する仕組みに係る国民共有の原則理念というものを確立するということをまず最初にうたっていただきたいと思います。というのは、これと並行して走っている審議会等で具体的にテクニカルな面では基準法の改正が行われますけれども、もう既に相当複雑な法律ですので、一般国民の方は一体どういう政策理念と原則に基づいてその制度が変わってくるかわからないことがありますので、やはりこれは国民が共有できる、わかりやすいステートメントを、例えば大臣の名前でこしらえるということをしていかないと、また今後、原則がわからないままに各論に入ってしまうということを恐れます。

それと、細かい文言で検査の制度等が書いてありますけれども、やはり私として申し上

げたいのは、民間確認検査機関も国民の付託に応える、国民の利益に立った業務を行うという文言を、制度があるとか、確からしい審査というよりも、そういった言い方で書いていただきたいと思います。

それと、今日のでいくと9ページの「人材育成のあり方」ですけれども、同様に「倫理観」と書いてあるのですが、これはわかったようでわからないところがありますので、例えば9ページの倫理観については、「国民の利益の代表人であるという構造規範を実行するに足るだけの意思と見識」というような言い方をしていただいたほうが具体的だろうと思います。

それと、別紙についてですが、まず民間機関につきましては、幾つか私の別紙のほうにも書かせていただきましたけれども、1つは、今日のページでいきますと、1番目の丸になるかと思えますけれども、「民間機関の活用」というところの中で、利益追求をする株式会社において本質的に利益相反が起こり今後とも問題が起きるだろうというふうに思います。

それともう1つは、13ページから14ページ以降に、であるからして民間機関を厳しく取り締まるような文言が並んでいるのですけれども、私は、別紙のほうに書かせていただいたように、まずは民間機関のマネジメント機能を強化する。つまり自らが、自分たちが一体何を国民から付託されているかということ認識した上で、民間の創意工夫で箸の上げ下ろしを詮索するだけではなくて、あくまでもそれを独自の創意工夫したマネジメントシステムで実行する。ただし、それについては、それが有効に実効性をもって走っているかということ13ページから14ページに上がったような事項において事後的に、あるいは事前にチェックをしていくということにしませんと、ここにムチで叩くことだけが並んでおりますと、では、民間機関は主体的に一体何ができるのかということについての文言がないのはちょっと片手落ちかなというふうに思います。

それともう1つは、職能団体について倫理ということを書いていたページが今日の原案ですと15ページにございます。私が出させていただいた資料のほうにも修文を書かせていただきましたけれども、要は、問題は、各職能方が持っている倫理綱領がありますけれども、これは極めて抽象的・一般的な内容でありますので、具体的に建築士が遭遇するようなジレンマ・トリレンマに対して、具体的にどういう行動をしたらいいかということについて手がかりになる情報がない。それゆえに、職能団体で倫理プログラムを

構築すべきだということを書いたらどうかというふうに思います。具体的には、そういったジレンマ、トリレンマに陥ったらどうしたらいいかということを考えられるような研修用の教材であるとか、あるいは、それに基づいた継続的な研修であるとか、また、そういうように人間関係を悪くしながら故意に基づいた行動したメンバーに対して、それを保護する仕組み、あるいは公益通報制度といったものが職能団体の中で整備されて初めて倫理観ということが実効性を持ってまいりますので、ここはもう少し具体的に書いたほうがいいように思います。

それと、和田先生や白石さんが言ったことと絡みますけれども、場所はわかりませんが、私も「迅速かつ正確な情報の提供」ということについては、今回は耐震性がいかに重要であるか。そして、その中身が何であるかということについて、わかりやすい解説というものが一般国民、あるいは、その中に含まれている建築主がわかっていなかった。これは事実だと思いますので、そういったことについてホームページやパンフレット、あるいは教材をつくるなどということによって広く知識、あるいは正しい知識を普及するような努力を払うべきであるといったようなことをどこかに入れるべきだろうと思います。

また、私もさっきの「権威ある情報発信」は多少違和感がありますので、やはり「信頼感のある情報発信」ということだろうと思います。

あと、前後しますが、少数意見で被害者救済の中に、国が責任を持って救済することは全くそのとおりなのですが、ただ、財政支出をするということについては、要は住宅を購入できない方の所得層の方から集めた税金を使って救済するという矛盾が生じますので、できるだけ救済財源というものを相互扶助的に、具体的には保険機能のようなものを使って設けるべきであるという制度提言はここで設けておくべきではないか。少なくとも、そういう自由意見というか、附帯意見があったということだけはどこかに書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

巽座長 ありがとうございます。それでは、山田委員、お願いします。

山田委員 修字上の問題で、「一義的に責任を負うべき」といった場合の「一義的な責任」というのはどういうことかなと考えていたり、「遅れ」という字が漢字と平仮名があったり、「大金である」というより「高額である」のほうが品がいいかなとか、そういった点は多々ございますが、それはここでではなくて後ほどとしまして、いただいた資料1

の5ページ、上段に がございます、その の中の2つ目の丸の意味がよくわからないのです。耐震性がクローズアップされている。シックハウスやアスベストの問題がいろいろある。この安全性について国民の間で理解が一致していないと書いてあるのですけれども、どういうふうに理解が一致していないのか。「この安全性」というのはどの安全性を言っているのか、ちょっとわからないのです。耐震やシックハウスやアスベストの問題というのは、その違いを言っているのですか。ちょっとわかりませんでした。

それから、その次の丸です。「こうした建築物の『安全性』についての共通の認識を形成する必要がある」と。「『安全性』についての共通の認識」というのは、内容はどのようなことですか。安全じゃなくてもいいなどという人はいないと思うのですが、よくわかりません。

それから、その次の丸の最後に、これは最前から指摘されているところですが、
「住宅購入にかかわる保証は・・・最終的に公共機関が担うべき」、これは相当誤解を受ける表現だと思うのです。別紙の資料のほうの18ページあたりには、結局、国が負うのか、どこが負うのか明確にすべきだというふうな表現がありますから、そういうことなのかなと思いますけれども、少なくとも資料1の「公共機関が担うべきである」、これは修字上の問題だけではなくて、注意をなされたほうがいいのではないかと思います。

それから、6ページの下から3行目ですが、
「住宅についての求められる保証は法的責任の確認だけでなく、実際に住宅が直されること等であり」と書いてあるのですけれども、住宅を直すことも保証ですよ。この修字の意味もよくわかりません。さらに、その後続けて読んでいっても、このワンセンテンスは意味がわかりません。

それから、11ページですが、資料の別紙のほうに入りますが、
で「罰則の強化について」とあります。罰則の強化自体はいいのですけれども、その罰則の中に行政罰も含むのですか。この書き方ですと刑事罰だけになるような感じがするのですけれども、行政罰の検討もしたほうが抑制力としては効果的になるのではないかと思います。

それから、18ページになりますが、先ほど白石さんがおっしゃったようなところも、ここだけでなく多々あるかと思うのですけれども、例えば18ページの6番の のところに「支援策の決定は迅速になされているとみられるが、地方公共団体との意思疎通が不十分な面もみられる」と。地方公共団体がどことの意思疎通なのですか。こういうのが随所にあるような気がいたします。

そんなことを気がつきましたのでちょっと申し上げます。先ほどの「権威ある」は「信頼性がある」というふうにしたほうがよろしいでしょうね。以上でございます。

巽座長 ありがとうございます。

井出委員 本当に短時間でこれだけまとめるのは大変だったと思うのですが、それだけに、今、各委員から指摘があったようにいろいろな問題があって、特に先ほど巽さんも、文言はともかくと言われたのですが、私は構成をもう少しわかりやすい構成があつていいのではないかと思います。

それからもう1点は、白石さんがおっしゃったことですが、私もこの辺につきましては全く同感であります。

それでは、先に前文について申し上げますが、この前文というのは、やはり現状がどうであるかということをはっきり認識して、それに対して我々がどういう使命を持ち、そして今後どういうふうにしたらいいかということ短文の中で明確に表現すべきだろうと思うのですが、残念ながら前文が相変わらずできていない。実は私、こんなことを言っはいけないのですが、お聞き苦しいと思いますが、ちょっと風邪をひいたりして私の日程が大幅に狂ったので、昨晚になりまして巽先生のほうに前文を送ったりしたというふうなこともありまして、私自身も忸怩たるものがありますけれども、そういう整理が1点必要ではなからうかと思ひます。

それから、例えば4ページですが、文章の中でのこういうことについて私は余り小姑みたいなことは言いたくないのですが、「検討の視点」の真ん中辺に「暗黙の善意の了解」というのがありますが、これは表現的にまたいろいろと論議を呼びそうなので、「暗黙の合意を前提に」ぐらいだろうなどと思ったりしておりました。

それから、その下の丸のところ、「なお、再構築に当たっては」とあつて、「再構築」という言葉の中に具体的なものが出てこないのが時々あります。

それから、白石さんもおっしゃった5ページは、ほとんどこれは要らないですね、これだったら。つまり、国民がわかっていない。国民の理解や認識の違いというけれども、これは国民がこういうことを知っていなければいけないのに知らないみたいにとられかねないですね。だから、その意味では表現の問題もあろうかと思ひますが、これは余り必要がないのではないかと思ひます。

それから、5ページの最後ですが、「完了検査という現場検査によりなされているが、

誰に向かって、何を規制し、何を守るためのものか等の」、これがちょっとわからないのです。6ページの最初の行でも「国民の間で認識の相違があった」、これも本当にそういう意味では何を言いたいのかがよくわからない。

それから、これは具体的な説明を求めたいと思うのですが、8ページで真ん中辺に「事件の本質をよく見極め、過剰反応とならないよう注意する必要がある。」と。過剰反応とは何を言おうとしているのですか。

それから、2番目の一番下のほうに、やはり今申し上げたように、また「制度を再構築する必要がある。」と。「再構築」というのは非常に便利な言葉ですが、具体的にどうするのかということが出てこない、これは説得力が乏しいのではないかと思います。

罰則なども、「強化」と言うのではなくて、もう少し具体的に、これは9ページ、10ページ以降になりますが、罰則についてももう少し踏み込んだ話をしたような記憶があるのですが、そうではなかったでしょうか。

それからもう1つは、建築界全体のレベルアップというふうなことをもう少し強く言う必要がある。そのための下支えもする必要があるというような話があったのではないかと。つまり、その前提として、住宅は高いかわりに安全である。そういうふうな常識の普及とか、あるいは、そのために国民のそういう関心を高める必要がある。このような話があったかと思うのですが、その辺は非常に大事なところではないかと思いながらこれを読みました。

なお、私が提出した参考の中で3ポイントほど前文私案ということで書いてありますが、これは別にこれにこだわっているわけではございません。ただ、せいぜい3点か4点に絞ってアピールするほうがいいのではないかということの1つの例であります。以上です。

巽座長 ありがとうございます。それでは、小谷さん。

小谷委員 私は、この中間報告は非常によくまとめていただいたというような気がいたします。

まず、4ページのところに、和田先生から先ほど構造の専門家の意見の相違がなく、皆さん、あのぐらいの偽装はすぐに誰でもわかるんだというようなおっしゃり方をされたけれども、私は必ずしもそうでもないと考えております。専門家による意見の相違があるということを経済報告にぜひ残していただきたいと思っております。

5ページのところで、今、井出委員のほうから のことについて、国民の理解が云々と

というようなお話がございましたけれども、私は、やはり建築基準法の最低限の要求というものが国民に十分理解されていないのではないかと思います。例えば去年、福岡県西部地震がございまして、マンションの壁に大きなひび割れができて、コンクリートが落ちるといようなことがございました。あの建物の状況は全く建築基準法に合った性状なわけです。だけど、素人の方があれを見たら「あっ、大変だ。これは家がつぶれる」というぐらいに驚いたに違いない。だけど、建築基準法が保証しているのは、構造的に重要なものが損傷を受けないということを保証しているのであって、構造的な性能を有さない建物と廊下を仕切るような間仕切りが壊れないなどということはどこにも書いていない。そういうことが必ずしも国民に十分理解されていないところが私は非常に大きな問題ではないかと思えます。

それから、次のページの のところですけれども、昭和25年以来、建築基準法が制定されまして、いろいろな社会の状況が変わってきた。技術的にも非常に高度化されてきたことが書いてあるわけですけれども、これだけ社会が変わって、技術が変化してきたときに、果して建築基準法というものを抜本的に見直しをせずに、ただ簡単な手直しだけをする、例えば、確認検査を誰がやるかというような、そういう手直しで果して解決するような課題なのだろうか。もっともっと大きな問題が残されているのではないだろうかということをお私心配いたします。

それから、これは情報ですけれども、6ページの一冊下のところに ということ、「住宅についての保証のニーズへの制度的対応」と書いてございます。実は、品質確保法というのは住宅にどのような品質があるかというランクづけをすることが決められているけれども、その中に、もしも売り主と買い手の間で問題が起こったときには、その紛争を解決する制度が取り入れられている。それに対して建築基準法に関して紛争が起こったときに、それをどう解決したらいいかという紛争処理の手段は何も決められておりません。では、品確法の中の紛争処理の手段を今回も新しい建物で住宅であるからすぐ適用したらいいだろうという発想があるかもしれませんが、それは、あくまでも品確法でもってランクづけをやった人だけが紛争処理のところに入ることができる。ただ建物を新しく買ったという人は、この紛争処理の機関を利用することができない。あるいは、紛争処理をするときの保険制度というのがそこには書いてあるのですけれども、そういうことも単なる基準法の範囲では利用することができない。これはもしかすると私の理解が間違っているかもしれ

ませんけれども、品確法を読み直した結果、そのようなことになっていたと理解しております。

それから、7ページのところに がございます、「建築ストック重視社会への転換」と書いてあります。私、ここに書いてあることは全くそのとおりだと思います。もうスクラップ・アンド・ビルドをするような時代では全くない。ただし、その第1パラグラフの一番最後に「今回の偽装事件の背景にあるとみられる建築費の不当なコストダウンへの圧力を回避すべきである」と書いてありますけれども、これは住宅を買う方、建築を買う方は誰でも安く買いたい。そのことを否定したら、市場社会というか、自由主義の社会が成り立たない。これは非常に難しいことであり、これは個人個人の問題であり、市場原理というものがあると思います。それを否定してまでコストダウンへの圧力を回避するということは無理なのではないか。だから、そういう意味で、最後の3行は、私はこの趣旨は理解するけれども、あるいは賛同しますけれども、ここに書くべきものではないのではないかという気がいたしました。

それから、11ページのところに計算機プログラムのことが書いてございますけれども、現在の計算機プログラムの使い方というのは、余りにも建築確認の事務処理を早くするための手段に利用されてきておりまして、本来、計算機プログラムというのは設計を助けるための道具であったはずなのに、これは大臣認定というようなものをつくったところから、あくまでも建築確認の事務処理を簡単にしよう、早くしようというところに狙いがいき過ぎている。これは本来の計算機プログラムのあり方とは違うのではないかと気がいたします。ぜひこれは見直していただいて、建築確認の事務処理を早くするための計算機プログラムというような考え方はおやめになっていただきたいという気がいたします。

それから、11ページの真ん中に 「罰則の強化について」と書いてございますけれども、この報告書の中に建築士の資格の向上、あるいは地位の向上ということがうたわれておりますけれども、余りにも低い建築士の報酬で、過大な、建築物という非常に高価なものの責任全部を負えというのは、報酬と責任を持ってと言っていることの間余りにもギャップがあり過ぎるのではないかと。やはり罰則とか何とかというものの限界がございます、それよりは、むしろ保険制度その他の解決策を考えるべきではないかという気がいたします。

あと、12ページのところに民間に確認検査機関をつくるというようなことが書いてご

ざいまして、その中の基本的な考え方というのは、民間のほうが技術力が高いということ
を前提にしてすべての論が組み立てられているというふうに私は思います。ただし、民間
のほうが技術力が高い、あるいは現在の民間の持っている技術力を将来も維持できるのか
ということに関しては私は心配です。これは、バブルがはじけて、民間の建設会社、設計
事務所から比較的高齢の方が追い出されて、そして仕事場を探したところに民間の検査確
認機関があった。だから、そこへ移動しましたけれども、これから将来、経済が変わって
いくときに、果して民間検査機関にこんな技術力のある方を維持することができるのだろ
うかということに多少疑問を感じます。

以上でございます。

異座長 ありがとうございます。それでは、穠山さん、お願いします。

穠山委員 委員の皆様からいろいろご意見が出ましたので、私はもう余り発言するよ
うなところがないのかなと思いがながらの発言でございますが、これは中間報告というこ
とでございますので、中間報告は、基本制度部会のほうがまとめるに当たって、その前にこ
ちら側としても向こうに反映させるために中間報告というものをつくるというお話だった
かと思います。それで、2月8日に異座長がおいでになって説明するというお話でござい
ますね。それで、これまでお話を聞いている中で、中間報告はそういうものだとして、で
は本報告というものはどういうものになるのかというのがちょっと疑問に思ってきた。今、
詳しいお話がたくさん出てきたのですが、中間報告はそこまで必要なのかどうなのか。皆
さん、いろいろ言われたのですが、そういうものもちょっと感じたということでございま
す。どうしても必要なものは入れるべきかもしれませんが、そうしますと、膨大なもの
になってしまうのではないかというふうに思ったりもしたということでございます。

それからもう1つ、この委員会は公開ということになっておりますので、中間報告とか
本報告については事前にパブリックコメントをするのかしないのか、それをちょっとお伺
いしておきたいというふうに思ったということでございます。

それから、この中間報告案の中で、16ページでございますけれども、15ページの
一番下の「消費者保護について」ということで、保険制度の活用のところでござい
ますが、16ページの一番上の「保険制度の活用」の一番最後の「このため保険制度の活用等」
というのがあるのですが、保険制度というものは前々から話をしている中で、現在の保険制
度では、故意、重過失については合わないから無理な話というのは前々から言われていた

はずでございますね。それで、話し合った中で、財団法人住宅保証機構というところが住宅完成保証制度と住宅性能保証制度というものをやっているということでございまして、住宅完成保証制度というのは、あくまでも住宅ができるまでに業者が倒産したり何かしたときのための保証というお話であったかと思えます。そうしますと、購入して以降に何かそのような保証制度ができないものかというのが考えられるのではないかとということがありまして、さらに、私のほうからは、基金のようなものがないかというようなお話もしたかと思えます。そういうことから、「このため保険制度の活用等」というところに、こういった保証制度とか基金なども含めて、保険制度の活用や保証制度や基金制度のようなものによるリスク回避の仕組みというものが考えられないかというふうに思っている次第でございます。

それから、同じく16ページの「『青田売り』の功罪」でございしますが、真ん中辺のところ「大きなリスクがあり、不利を免れないが」となっております。これは細かい話ですが、「免れない」で切っていただいて「他方、・・・」と書いていただけないか。そうしまして、一番下のところに「現在、・・・」というふうになっていますが、これを「このような分譲・戸建て住宅について」ということで、次のページにまいりまして、「公開するという動きがみられており」というところを、「みられているが、今後、住宅事業上の戦略」となっていますけれども、「戦略」ではなくて、「積極的に普及する可能性」のところを「必要がある」というふうに少し踏み込んだ形で書いていただけないかというのが私の希望でございます。

それから、18ページの「建て替え、耐震補強工事についての技術支援」でございしますが、ここは「技術支援」ですから入っていないのですが、できたら建て替えをする場合、被害者側にとってはダブルローンというものは非常に厳しいものでございますので、この過剰な負担について何らかの支援、あるいは措置が行えないものなのか。前々からもちよっとお話し申し上げたと思いますが、金融機関、あるいは金融庁、そういったところも含めて、何らかのそういったようなものも検討していただけないものかというものを考慮していただけないのかなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

巽座長 ありがとうございます。それでは、大河内さん。

大河内委員 皆さんの言ったのと同じような重なる部分が多いのですけれども、まとめ

てくださった文書については、概ねよく書いてくださっているなというふうに思います。それで、先ほども出ていたのですが、5ページの官から民へのところですが、「方向としてはそのとおりでよいが」という文字は要らないのではないかと思います。これを入れてどうこうというのではないですし、よかったかどうかは後の答えになるのではないかと思うので。

それから、その後の「住宅購入に関わる安心・安全」となっているのですが、購入して最終的にどのくらい担えるのかというのが疑問になるので、その辺もどうかと思いました。

それから、7ページで、のところの建築費の不当なコストダウンへの圧力を回避というところですが、たくさんのお金を払って、それを買っている人にとっては、やはり不当なコストダウンというのがどんなことなのかわかりませんので、ここも少し具体的に明解な形で不当なコストダウンのことを書いていただきたいと思います。

それから、10ページの、先ほども出ていたと思うのですが、の下のほうの段の少し上のところに、能力を有する人材の数に限界があって、制度として対応ができない場合、それに合わせた審査のシステムを検討という、もっと簡単に通るような印象になるのでどうかと思いました。

そして、ずっと後ろのほうで、17ページの「『ハウスクター』のすすめ」のところですが、全体に建築に関わる業界の方たちにもっといろいろな安全・安心に関する取組みですとか、一般の購入者に対する相談ですとか、そういうことを個々別々にではなくて、業界全体でもっと信頼性を取り戻すような取組みを促すような文言を入れたらどうかというふうに思いました。

あとは、皆さんから出ていた19ページの「権威をもって国民に情報提供」というところですが、いわゆる専門家の意見はどんなことでも対立しているのです。食の安全などについてもいろいろ対立していて、その対立が見えたほうが私どもはかえって安心なことなので、一本化することがかえって恐いかなというふうに思いました。

以上です。

巽座長 ありがとうございます。薫さん、どうぞ。

薫委員 5ページの公共機関が担うべき役割というところで何人かの委員の方から出ていたので。私は、メモで殴り書きみたいにして書いたものですから、もう少しきちんとし

た言葉を使えばいいと思うのですけれども、趣旨をもう一度言うておきますと、要するに、小さな政府の行き先は夜警国家というものです。これは外交とか、安保とか、治安とか、そういうことを最終的に国家がやればいいということだろうと思うのですけれども、それは別な言葉で言えば、安全とか安心とか声明・財産を国がギャランティーするということが小さな政府でも最終的にやらなければいけないことだというふうに思うのです。

ここでなぜこういうことを書いたかという、これは何度も委員会とか勉強会で申し上げましたけれども、車とか、あるいは家電製品とか、ありとあらゆる製品は自分で手に持って調べて、そして使っているうちにどこが悪いかということもわかって、そして悪いときには製造物責任みたいのところへ持ち込めば話が済むわけですね。ところが、住宅というのはものすごく高い買い物であるにもかかわらず、例えばモデルルームがあっても、デザインとか、部屋の間取りはわかるけれども、構造がどうなっているとか、そういったことは全くわからないまま買うわけですね。そこを誰が担保しているかという、もちろん基本的には業者のモラルとか、そういうものはあると思うのですけれども、基本的には検査機関がそこをきちんと検査してくれているなど。それから、国が最終的にそれを見てくれているなど。その担保があるから、国民は構造とか、そういったことまで見なくても一生に一度の高い買い物を買うのだらうというふうに思うわけです。そういう意味で、やはり住宅というものは、今までの制度やシステムから言うと、国民は中身をきちんと点検せずに買わざるを得ない、そういう状況に置かれていたわけですから、やはり検査機関や国がそういうことを担保している。そういう制度がある以上は、最終的にはやはり国や検査機関、公共機関が担うべきではないかということを行っているわけです。

そこで言うのは、お金の話だけではなくて、例えば保険制度をつくるとか、それから、恐らく一番問題になってくるのは調停の問題だと思うのです。いろいろ問題があったときに調停しようとしても、結局、各当事者がみんな責任を負わないで逃げてしまう。そうすると、それぞれが責任を負いますと言いながらも、誰がどの程度責任を負うかということがわからないまま、あやふやに過ぎてしまう。このことが多分、購入者にとっては一番不安だろう。だから、私はそういう調停の責任も公共機関が担う。誰かが最終的にそこを担っていくのだと。そういう意味で、私は最終的な責任は、今の制度のもとでは公共機関が担うべきではないかと、そういう趣旨で書いたということです。言葉が直接的過ぎたと思えば、そういう趣旨を体して言葉を変えていただければいいかなと思います。

白石委員 先ほど1点言い忘れてしまいました、15ページのところで専門技術者の位置づけのことですけれども、今、資格ブームで、例えば公認会計士とか、弁護士とか、医師とか、これを皆さんが取りに走るというのは、やはりそれで食べるからだと思います。弁護士という基礎的な資格があって、その上にこういう専門的な技術者の位置づけがあって、その資格取得を目指すというのであれば、それが市場できちんと評価をされて、小谷先生もおっしゃったように、それに対する報酬が支払えるか。今、そういう市場ニーズがあるかどうかということは私はよくわかりません。これをもし国として位置づける必要があるとするのであれば、果して高水準の専門技術者というものを何をもって判断するかということが非常に重要になってくると思います。例えば、幾ら研修を受けていても、研修だけで症例を持たない医師というのは評価されないと思いますし、弁護士は今まで数々の判例をいかにち取ってきたか。実績は評価されると思います。

このときに、既存団体の研修制度や資格更新制度で果して事足りるのかどうか。もし国が定めるのであれば、国とこうした業界団体とがそれこそきちんと連携をして、どういう実績を持ち、どういう場数を踏んできている人であればこうした専門技術者に認定されるのかという、そこまで踏み込んで書かなくてはいけないのではないかというふうに感じました。

和田委員 簡単に。3ページの小谷先生が、専門家が見れる見れないということですが、こだわらるわけではないのですが、ここの「専門家が見れば」という専門家と「専門家間の意見の対立」は同じ専門家になるとややこしくなって、小谷先生は当然見つけられる専門家で、私も見つけられる専門家としてと言うと、何を言っているかわからなくなってしまっているので、偽装の有無をすぐに指摘できる専門家と、そうでない専門家がいるというのは事実だと思うのです。意見が対立しているのではなくて、どれぐらいの方を専門家と思うかが違うだけで、当然、この前の金箱先生のように図面を見ていけば発見できる人と、そうでない専門家もいるというだけで、対立しているわけではないと思うのです。専門家といってもいろいろいるというだけのことだと思うのですけれども。

巽座長 そのほかいかがでしょうか。

小谷委員 先ほど民間の検査機関にいい技術者がいるという話を申し上げて、そして、この中間報告の中に特定行政庁にもよい人材を採って十分に確認業務ができるようにすべきと提言しておりますけれども、私は、地方の特定行政庁というものを考えたときに、そ

れほど優秀な人材を集めることはまず不可能であろうと考えます。巽先生の京都大学、あるいは和田先生の東京工業大学、私がおりました東京大学でも、地方公共団体などに就職する人なんかほとんどいません。優秀な人たちはみんな民間の技術研究所とか、民間の企業にどんどん就職しております。地方の特定行政庁にそんな優秀な人材が集まるならば、彼らはさっさと独立して自分の事務所を開くと思います。それを押さえてまで有能な人材を特定行政庁に集めるというのは、私は、この提言が述べることとしては正しいことだと思うけれども、非常に実現性のない提言になってしまうかもしれないという気がいたしました。

巽座長 ほかにございませんか。

野城委員 今の点ですけれども、フルタイムの公務員で人事ローテーションがあるという前提で考えると小谷先生がおっしゃったとおりだと思います。ただ、もし特定行政庁が今後そういう機能を担わなければならないとすれば、例えば外国でよく行われたことですけれども、むしろ5年間に限って任期を区切って、そういった経験のある方に特定行政庁の職員になっていただくとか、あるいは学校の校医と同じように委嘱をしてやっていただくとか、そういうような工夫の仕方はあるだろう。確かに、おっしゃるように、フルタイムでそういう方がそこへ行くというのはちょっと現実性がないので、そういった工夫があるという前提で今の文言を加筆すればいいのではないのでしょうか。

井出委員 今の点に関連するのですが、10ページ以降は必ずしも提言するというわけではないのでしょうか。つまり、この前が我々が制度的な中で制度分科会とは違うことを話し合ったというのがその前に盛られていて、共通項としてそれ以降があるということだというふうに私は勝手に理解しておりましたが、基本的にはそういうことでよろしいのですね。

巽座長 そのことは後で説明しようと思っていましたけれども、ありがとうございます。たくさんご意見をいただきましたので、これをよく調べまして加筆修正等をして、また皆さん方にご確認いただいてまとめたいと思っております。

ところで、今の井出さんのご意見、それから穂山さんも同様のご意見がございましたけれども、この中間報告を今度出すことになるわけですけれども、ここに至る経緯を簡単に振り返ってみますと、最初、私どもが検討してほしいと言われたのは、計算書偽装事件についての行政的対応が適切だったか、それを急いで調べてほしいという課題だったと

思うのです。しかしながら、行政的対応の話だけでは、現象的な事実関係を明らかにするということにはできないにしても、余り本質に突っ込んでいくということにはならないと思うのです。そこで、第1回の委員会において、これは鳩山さんのご質問にたいしての大臣のお答えですけれども、余り特定のことにこだわらずに、幅広く自由にやってほしいというお話がございましたね。それで、そういうお話を踏まえて、我々は当面、行政的対応のほか、規制制度のあり方について、制度的な問題まで検討する話をしたわけです。

規制制度のあり方については、社会資本整備審議会で議論が始まっています、既に実は今日も午前中行われていたのですけれども、我々としても、この問題を抜きにして議論するわけにはいかないと思いましたので議論したわけです。今日の午前中の内容はどうかと、私はちらっとしか知りませんが、やはり現在の建築基準法とか建築士法を伴う制度問題について、かなり詳細な議論をしておられるように思うのです。しかし、我々が考えているような広いスタンスで、国民の視点に立って、制度の中身を含みつつ幅広い議論をするということはどうもやっておられないように私は理解しましたので、これならバッティングしないで済むなど。そして、我々の緊急委員会の役割も、制度の問題も取り上げることに意味があったなというふうに、ある意味で安心したわけでございます。

ところで、議論を進めていきますうちに、実はこの問題はもっと我が国の建築界全体の構造的な問題ではないかということになりまして、議論すればするほどそうなっておりますね。また、最近起こっております事件を先ほど鳩山さんからご紹介があったような、建ててしまってからまた後で違法な状態に戻すような、そういうことも平気で行われているような社会だと。そうなりますと、そういう建築社会そのものを、今回の事件を契機にして大いに深いところまで深掘りして今後のあり方を考えたかどうか。実は行政対応のあり方ということは1つの話のきっかけではあるけれども、我々の委員会に求められているのはどうもその辺まで深いところがあるのではないかというふうに解釈しまして、そういうこともやろうかと。また、委員の皆さんもそういうご発言が多いわけで、そうしたいと思っております。

それで、今回は中間報告でございます、タイミングも社会資本整備委員会が中間報告をおまとめになりますので、それに対して何ほどのサゼッションができるタイミングということで、一応2月8日という時間の設定をして、それまでにまず大臣に報告しないと

持っていきませんので、大臣に報告して、その上で社会資本整備委員会に我々の検討した結果の中間報告をお示ししようかなと思っております。そうしますと、その内容は、重点としては、やはり社会資本整備委員会で議論されていることに直接役立つという意味で、これまでの我々の中間報告を目指したまとめ全体を報告するのですが、特に制度的な問題についても、我々はこういう視野でこういうふうに考えていますということをご報告しようと思っております。

そこで、ここの議論でいろいろご意見をいただきましたので、できるだけ修正しようと思っておりますけれども、これをよく調べていきますと、委員の間で微妙な意見の違いとか何かがあるかと思うのです。それは、私のほうでこれがどうかといって調整できる範囲は調整させていただきますけれども、それでもなお違うということがあれば、これはやはり2つの考え方があるということを言いついて、中間段階ではその程度でお許しいただいて、こういう考え方もあるし、こういう考え方もあるということを言おうかと思っております。そして、皆様のご意見をできるだけ組み入れた形でまとめさせていただきますので、そしてもう一度皆さんに、今度は委員会を開きませんけれども、文書でお出しいたしますので、それにまた書いて出していただいて、もう一度私のほうで再調整して、そこから先は、今回は最終段階で座長一任というふうにできましたらお願いして、そして2月8日に間に合うようにしたいと思っております。

ところで、礪山委員からお話がありましたように、最終にはどうなるのかということになるわけです。最終になりますと、今度は、この問題は制度的な問題はかなり突っ込んでやりましたので、そこは比較的置いておいて、むしろ最初に我々に与えられましたテーマであるところの行政的対応の問題をもう一度やりたいと思うのです。そのためには、またヒアリングが必要かもしれませんし、私自身もまた勉強会をさせていただいて勉強しないといけない。それから、いろいろな情報が集まっておりますし、皆さんが出された資料もたくさんありますので、これも十分読んで消化しないと行けませんので少し時間をいただいて再びスタートする。後半は、重点は1つは行政的対応の問題なのですが、もう1つは、これからの我が国の建築社会はいかにあるべきかという、いわば大構想をぜひ書きたいなと。

それで、私の勝手なイメージではありますがありますが、最終の報告書は例えば3部構成になっておりまして、1部は、最初に大臣から諮問があった行政的対応についてということ

でしたので、それをやはり第1に持ってこざるを得ないだろう。順序を逆にしましてそれを第1にして、第2に、そういうシステムの、あるいは制度的なものについての検討、今までやってきましたこと。そして第3部に、名前はあれですけども、これからの建築社会システムとでも仮に申しますと、建築社会システムのあり方といいますか、構想といいますか、現状分析と、それに向かっどうかにやるべきか。その中には、例えば建築基準法の抜本改正とか、そんな問題も当然含むでしょう。しかし、それではどういう建築基準法の内容にしたらいのかということまで踏み込めないと思うのです。これは3月末には出さないといけませんので。ただ、課題としては、こういう重い課題があるので、したがって、中長期的にはぜひ国として、国土交通省として、こういう課題を検討していただきたいと。どういう組織で検討されるかはともかくとして、そういう課題を第3部にきちんと書きたいというふうに考えております。

したがって、今日いろいろいただいたご意見も、必ずしも全部、今回の中間報告に組み入れることができるかどうかよくわかりません。あるいは中間報告はえらく大きいものができたけれども、最終がショボンとなっても困りますので、その辺のバランスもございますので、中間報告はある程度にしておいて、そして最終報告の段階でもっと練って、しかも規模も大きくして、大きな構えで、国民の本当の願いというのは、結局、当面の問題の処理もさることながら、これから不安のない建築社会をいかに築くかということにあるかと思っておりますので、その辺について第3部で構想を立てる。こういう3部構成を一応私としては考えているところでございます。

寫委員 私は、中間報告に盛るべきことは全部盛ってしまったほうが良いと思います。つまり建築制度審議会に対して刺激を与えることが1つの目的だとすれば、むしろ中間報告で言うべきことを、検討の提言も含めてやったほうが良いのではないかとこのように私は思います。

巽座長 ほかにご意見は。

井出委員 巽先生がおっしゃいましたように、やはり時間的な制約がありますから、盛りだくさんで印象が散漫になるよりは、私は1点集中のほうが逆にいいかと思っております。

それで、勝手なお願いでございますが、実は昨日たまたまテレビを見ておりましたら、建築Gメンとか何とかという方で、名前はちょっと忘れましたが、たまたま検査をしておられるところをテレビを見ておりましたら、ショックアブソーバーみたいなところに何か

変なものが入っていたとか、地下を見たら水回りの部分がスカスカなんだけれども、これが当たり前なんだ、別にここだけではないというようなお話がありまして、中間検査のいかげんさというのも明白だったものですから、今度何か機会があれば、そういう方にもお話を聞くことができればと思います。それはお願いでございますが。

巽座長 今回は設計のところはかなりウエートがありましたけれども、実際には中間検査、最終検査、つまり工事段階のところをきちんとやりませんといけないわけで、欠陥問題というのはまさにそこに起こっているわけですね。ですから、最終答申に向かっては、工事段階の中間検査、最終検査のシステムもありますし、費用の問題も当然あるわけですが、そんな問題を考えたいというふうに思っております。

そのほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたように、一応、今日の議論はこの程度にさせていただきまして、私のほうで整理させていただいて、そして整理したものを皆様方にご確認いただく。またご意見をいただいて、再度私のほうで整理をする。その後は、恐縮ですが座長一任というふうにさせていただきたいと思っております。

そして、今後の予定でございますが、2月8日、水曜日に社会資本整備審議会の建築分科会基本制度部会が開催される予定と聞いておりますので、本委員会の中間報告を国土交通大臣に報告しました後で、2月8日の基本制度部会に私が出席して提言するというようにさせていただきたいと思っております。今日は、大変たくさんの密度の高い議論をいただきましてありがとうございました。

それでは、この辺で今日の委員会の議事を事務局にお返しいたします。よろしくお願います。

鈴木政策評価官 本日は、長時間にわたりましてご議論をちょうだいいたしまして、また貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

次回の日程でございますけれども、第6回委員会は現在の予定では2月21日、14時から開催させていただくことといたしております。開催案内につきましては、後日改めて送付させていただきます。

なお、本日の委員会の内容等につきましては、従来どおり議事要旨を作成の上、資料とともに速やかに国土交通省のホームページにて公表することとさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、第5回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会